

史跡名勝天然記念物の指定種別と指定件数に関する考察 ～記念物保護の今後に向けて～

A STUDY ON THE TYPES AND THE NUMBER OF DESIGNATION OF HISTORIC SITES, PLACES OF SCENIC BEAUTY AND NATURAL MONUMENTS BY THE LAW FOR THE PROTECTION IN JAPAN

平澤 毅 (文化庁文化財第二課)

HIRASAWA TSUYOSHI (CULTURAL PROPERTY SECOND DIVISION, AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS)

指定制度 / THE SYSTEM OF DESIGNATION
内務省 / MINISTRY OF INTERIOR
文部省 / MINISTRY OF EDUCATION
文化財保護委員会 / THE COMMITTEE FOR THE PROTECTION
OF CULTURAL PROPERTIES
文化庁 / AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS
都道府県 / PREFECTURES

1. 記念物制度100年と指定

史蹟名勝天然記念物保存法が大正8年(1919)に制定・施行されてから今年で満100年を迎えた。

この法律は、保存すべき史蹟名勝天然記念物を指定し、指定された対象について現状を変更する行為を許可制とするとともに、保存に必要な経費の一部を国庫から補助することができることなどを規定したもので、その基本は文化財保護法に継承され、今日、100年の制度となったのである。その施行対象の集合は、文化財保護法に規定する「文化財」のひとつの類型として規定され(文化財保護法第2条第1項第4号)、「記念物」と総称されている。

この制度によって指定されている文化財は、平成31年(2019)2月26日の官報告示時点で3,154件(これは種別の重複指定を1件と数えた場合で、種別ごとの指定件数は、史跡1,823件、名勝415件、天然記念物1,030件)を数える。いっぽう、その指定の対象には、遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物を含み、それらの指定のかたちも多様である。また、その行政所管は、内務省(約9年半)、文部省(約21年半)、文化財保護委員会(約18年)、文化庁(現在約51年)と変遷し、その間に「記念物」を繞ってきた社会情勢等の変化もそれぞれである。

本論は、こうした史跡名勝天然記念物について、この100年の指定措置に関して、特に都道府県別の指定件数や指定状況等に着眼して検討し、今後の保護方策の参考となるべき知見を考察するものである。

2. 史跡名勝天然記念物と指定のかたち

(1) 「記念物」という文化財

「記念物」というものを俯瞰的に考えれば、それは、人文と自然の包括的な観点から国土の成り立ちや沿革、特徴を把握し、なかでも重要なものに注目して具体的な対象を特定し、それらの保護や将来への継承を図ろうとする制度の枠組みであるといえる。

日本における近代社会への移行に伴って古社寺に生じたドラスティックな変化への反応は、今日の文化財分野において明治4年(1871)の「古器舊物保存方」をその嚆矢として説明されるが、いっぽうで、「記念物」は、明治時代後半期の国土開発の進展によって変化する環境への反応と国家意識の高揚として顕れた点で、その濫觴は別して理解すべき側面がある。

今日に繋がる日本国土の保全思潮の一端は、近世的な山林管理体系が失われるとともに建材需要の増大等に伴う森林伐採によって全国各地に度重なって生じた大水害という問題に対して、明治29年の「河川法」並

びに明治30年の「砂防法」及び「森林法」（いわゆる「治水三法」）が成立したことに見ることができる。特に「森林法」では治水等の森林機能の確保のために「保安林」を規定し、その中に「社寺、名所又ハ舊跡ノ風致ニ必要ナル箇所」（風致保安林）を定めた点は後の記念物保護にも通じる。今日にもその制度は維持されているが、日本国土全森林面積の半分弱を占める保安林約1,220万haのうち70%余りは水源かん養保安林であり、風致保安林は僅かに0.2%に過ぎない¹⁾。また、明治30年制定の「古社寺保存法」では「名所舊蹟ニ關シテハ社寺ニ屬セサルト雖乃本法ヲ準用スルコトヲ得」としつつも、実際には運用に至らなかった。いっぽう、城跡や旧大名庭園、社寺境内地などについては、明治6年に府県へ布告された「公園設置ニ付地所選択ノ件」（太政官布達第16号）以来、公園として活用されることによってその区域が存置されてきたものも少なくない。

明治時代後半には、電源需要の高まりに対する水力発電施設の建設や、神仏分離令の地方における執行の行き過ぎなどから、日本に固有な自然や風景の破壊による悪影響が危惧されていった。そうした社会動向において、日本植物学の鼻祖のひとり、東京帝國大学教授の三好學が明治40年に「名木ノ伐滅並ニ其保存ノ必要」や「天然記念物保存ノ必要並其保存策ニ就テ」の論考を公表し、「天然記念物」（天然記念物）という新しい概念による保存方策の実施の必要性を普及させたことは、今日に至る記念物制度の重要な根幹のひとつを成すものといえる。

こうした保存の必要性は広く議論され、従来からの名所旧跡にも及んで、明治44年3月の帝國議会における「名所舊蹟古墳墓保護ニ關スル建議案」、「名勝地維持保存ニ關スル建議案」、「史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案」などの可決を受けて、同年12月の史蹟名勝天然記念物保存協會の設立等を経て、大正8年の史蹟名勝天然記念物保存法の制定・施行へと結実した。また、同年に制定された都市計画法や市街地建築物法において「風致地区」や「美観地区」の規定を設けたことは、日本における環境や景観の保全制度の起点を考える上で重要である。

当初、内務省官房地理課所管で運用された史蹟名勝天然記念物の制度は、昭和3年12月に文部省宗教局保存課に移管されて古社寺保存事務と合併し、今日の日本における文化財保護制度の骨格のひとつを成しているが、先人が成してきた有形・無形の文化的所産をイメージさせる「文化財」において、成り立ちの人工か天然かを問わない「記念物」は、「文化財」概念の守備範囲において特異な存在といえる。

(2) 指定のかたち

史蹟名勝天然記念物保存法の制定以来、今日に至るまで、法律施行対象の指定は、史跡、名勝、天然記念物の3つの種別によるものである。いっぽう、対象の多様性に応じて、その指定にはさまざまなかたちがあり、複雑な様相を呈している。

文化財保護法において「記念物」がその措置の対象とするのは「遺跡」、「名勝地」、「動物・植物・地質鉱物」で、それぞれに対して、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」の指定制度が備えられており、また、さらにそれらのうち特に重要なものを「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定できることとしている。特徴的なのは、同じ対象について、これらの指定種別を重複すること（重複指定）があり、単独の指定のほか、例えば、「史跡」と「名勝」、「天然記念物」、「特別名勝」、「特別天然記念物」との重複指定など、指定種別の順番の前後を含めると、理屈上は24種類²⁾の指定のかたちを有する。

また、史跡や名勝の指定は土地の区域と保護すべき地物によって特定されるが、天然記念物ではそのような特定の手法のほか、動物について「地域を定めず」指定しているもの（種指定）や植物について土地では無く樹木そのものを指定するもの（単木指定）、保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区域）の指定がある。

さらには、「2県以上に跨がるもの」や1件の指定において「指定地域が複数にわたるもの³⁾」のほか、「指定地域が部分的に重なるもの⁴⁾」などもあって、史蹟名勝天然記念物の指定件数は指定された物件や地域の数を単純には表してはいない。

「記念物」の場合、最初の制度設計において、国土

の成り立ちや沿革、特徴を表す対象を網羅的に取り扱うものとしていたことから、他の類型の「文化財」では生じ得ない複雑な指定構造を含んでおり、さらに現在の「文化財」体系の中であって、国宝・重要文化財の建造物やその障壁画が所在するなど、他の種別の指定・選定・登録が措置されている事例も少なくない状況にある。

(3) 検討の方法

以上のようなことを踏まえつつも、本論では、史跡名勝天然記念物の指定件数について、文化庁文化財第二課が平成31年3月に発行した目録から以下の観点に着目しながら情報を抽出し、特に都道府県別における現在の指定状況を整理する。

*行政所管が内務省、文部省、文化財保護委員会、文化庁と移管されてきたこと。

*史跡、名勝、天然記念物の3つの類型の指定があり、同一対象について重複指定があること。

*特別指定や2県以上に跨がる指定があること。

具体的には、第一に史跡名勝天然記念物の種別ごとの指定件数動向を確認し、第二に現状の指定件数を都道府県ごとに整理するとともに、現在の指定物件の指定時期を検討し、現状で最新の指定について確認することなどを通じて、今後の全国的な記念物の調査研究や保護措置の重点などを検討する。

3. 指定件数の動向

(1) 指定に係る沿革

史跡名勝天然記念物の指定件数(3,154件)は、現在において法的措置を講じている件数であって、この間、指定を解除された647件⁵⁾に係る事情は示していない。また、一度指定解除になったもののうちにも、指定地域や内容・構成等を再検討することで新たに指定されているものもあるから、前述したように複雑な指定のかたちも念頭に考える場合、指定件数の総括的な検討は、ややもすると指定保護の本質を見落とす恐れが少なくないともいえる。

そのため、まずは指定に係る沿革を示して、指定件数の具体的な検討の基本的な知見を確認したい。

史跡名勝天然記念物保存法での指定は、内務省の所管下において、史跡名勝天然記念物保存要目が大正9年1月28日に決定され、天然記念物について大正9年7月から、史跡について大正10年3月から、名勝について大正11年3月から取り組まれ、昭和3年12月1日からは文部省の所管下において、昭和24年7月13日に、東京都の佐藤一斎墓ほか2件、山梨県の甲斐国分寺跡、滋賀県の旧和中散本舗ほか2件、福岡県の五郎山古墳の8件の史跡指定、そして、昭和25年3月13日の天然記念物13件の指定解除まで取り組み、文化財保護法施行時点での指定件数は1,579件(史跡623件、名勝241件、天然記念物828件)であった。ここで注目すべきは、天然記念物の指定が最も多いということであり、制度施行の初期において天然記念物の指定が重点的に図られたことが分かる。指定のためには内容と価値を明らかにする調査とその報告が必要であるが、内務省が第35号まで刊行した『史跡名勝天然記念物調査報告』(大正8年~13年)はほとんどすべてが天然記念物に関するものであったことなどにもその事情の一端を窺うことができる⁶⁾。また、史跡については、昭和8年から19年にかけて明治天皇聖蹟⁷⁾の指定が集中的に取り組まれたが、戦後、昭和23年6月29日に377件が一括して指定を解除されたことは、指定の動向を考える上で極めて重要である。

文化財保護法での指定は、文化財保護委員会の所管下において、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準が昭和26年5月10日に告示され、同年6月9日から施行された。特に昭和27年から昭和32年にかけては新しく規定された特別史跡名勝天然記念物の指定が推進されたほか、長く仮指定のままとなっていた物件や戦中戦後に荒廃してもはや指定要件を満たしていない物件の指定解除などに取り組み、昭和31年1月23日には史跡名勝天然記念物保存法下で第二类(地方的ノモノ)の指定が一括して解除された。高度経済成長期に至り、平城宮跡の保存問題に象徴されるような埋蔵文化財への対応が迫られ、文化財保護委員会では昭和39年2月10日付け「史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」並びに同年5月18日付け「鉄道建設等に伴う史跡、名勝、天

然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について」を関係機関に発出した。同年12月17日には第三専門調査会史跡・埋蔵文化財専門審議委員合同会議で「重要遺跡の史跡緊急指定について」が策定され、史跡部会に「重要遺跡緊急指定調査研究委員会」が設置された⁸⁾。さらに、文化財保護委員会では、こうした遺跡の保護に対応するために、環境整備や風土記の丘などの国庫補助事業を整えた。

また、昭和42年度からは、天然記念物（動植物）緊急調査が開始され、文化庁に引き継がれて昭和47年度まで実施され、全国を網羅する植生図・主要動植物図が日本で初めて作成された⁹⁾。この成果等に基づき、昭和43年の文化庁設置以降10年の間に天然記念物は100件余り指定されたが、昭和46年の環境庁設置を受け、昭和50年1月13日には「自然保護行政と天然記念物保護行政との調整について」の覚書が環境事務次官と文化庁長官との間で交わされ、特に保護増殖事業の役割分担が整理された。

昭和47年5月15日には日本復帰の沖縄県に史跡18件、名勝1件、天然記念物18件が指定された。

こうした状況下、昭和49年11月26日には「文化財の指定方針等」に関する文化庁長官裁定の下、史跡については、上述の「重要遺跡緊急指定調査研究委員会」における審議を踏まえて指定の促進を図るほか、中世の城郭・社寺の旧境内及び産業・交通・土木に関する遺跡の指定促進を図ること、名勝については、特に庭園について指定促進を図ること、天然記念物については、上述の緊急調査の成果に基づく指定促進を図ることなどが示された¹⁰⁾。記念物課では、漸次当該指定推進を図る中で、昭和58年12月8日には「中世城館遺跡・近世大名墓所等保存検討委員会」、昭和63年10月13日には「産業交通土木に関する遺跡等保存検討会」を設置するなどして、注目すべき分野の全国的な検討に取り組んだ。

いっぽう、平成4年4月に文化財保護審議会の下に設置された文化財保護企画特別委員会が、平成6年7月15日に取り纏めた『時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について』を踏まえ、平成6年9月1日に文化庁長官裁定の下、近代に属する記念物、建

造物、美術・歴史資料、生活文化・技術の保護を検討するために「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」が設置された。このうち、記念物に関しては平成7年1月に纏められた検討を踏まえて、近代遺跡の整理を適用できるよう、平成7年3月6日に史跡の指定基準が改正され、さらに全国的な調査等のため平成8年7月18日に「近代遺跡の調査等に関する検討会」を設置して、現在も近代遺跡の検討が進められている¹¹⁾。また、平成8年11月1日には、「歴史の道百選」第一次選定として78の街道・運河が選定された。

記念物のさまざまな分野に関する取組が進展したことなどから、記念物課では平成10年9月に「当面重点を置いて指定する記念物について」を纏めた。この中で、史跡については、各時代における各地域を代表する遺跡に着目しつつ、各検討会で選定したものについては順次進めること、名勝については、各地域の風土的特色を表す伝統的な庭園、遺跡庭園・発掘庭園、近代の庭園・公園のほか、古来詩歌に詠まれるなど風土や時代を反映したもの、信仰あるいは行楽などの場などについて取り組むこと、また、天然記念物について、「国土の成り立ち」（自然史）、「自然の特性」（自然誌）、そして、「日本人と自然との関わり方等」（文化史）の観点に重点を置くこと、などと整理されている¹²⁾。

その後、大名家墓所の全国的把握が一定程度進展したことなどから、平成23年1月17日には「中世城館・近世城郭遺跡等の保存に関する検討会」が再編され、現在も検討が進められている。また、名勝の分野では、指定状況の進展から、平成21年12月18日に「近代の庭園・公園等の調査に関する検討会」、平成23年12月6日には近代の庭園・公園以外の名勝地を対象として「名勝に関する総合調査検討委員会」が設置され、それぞれ全国的な把握が取り組まれた¹³⁾。考古学的遺跡についても、平成24年の鷹島神崎遺跡の史跡指定など、水中遺跡に対する関心の高まりを受けて平成25年2月27日に「水中遺跡調査検討委員会」が設置された。

以上のように、1世紀にわたる史跡名勝天然記念物の指定保護は、社会動向の変化や調査研究の進展等が複雑に影響して一様ではないことが窺える。

(2) 史跡、名勝、天然記念物の指定件数動向

そうしたことを念頭に置きながらも、指定件数動向の大略を把握するために、図1に史跡、名勝、天然記念物の指定件数を10年毎に示し、行政所管の変遷に応じた指定件数の動向を表1、図2に示した。

指定件数の動向は、内務省所管時に最も活発で、戦中戦後を挟む文部省所管時や文化財保護法施行時の諸課題に対応した文化財保護委員会所管時には低迷傾向を指摘できる。また、文化財保護委員会から文化庁への移管時期を挟んで取り組まれた埋蔵文化財への対応や自然環境行政との調整等から、指定の主力が史跡に移行してきたのが分かる。

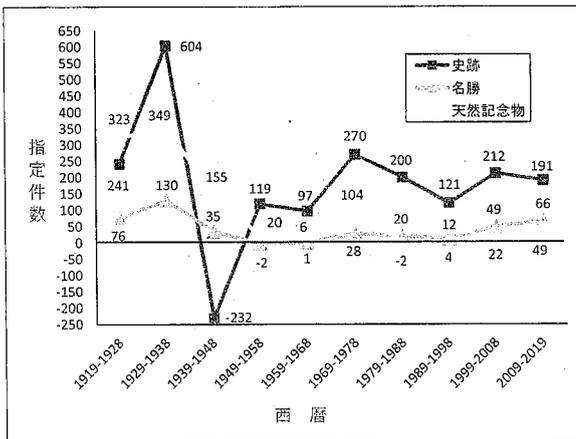


図1. 史跡名勝天然記念物の指定増加件数 (10年毎)

表1. 行政所管別指定増加件数

	所管期間 (年)	指定増加件数		
		史跡	名勝	天然記念物
内務省	9.5	241	76	323
文部省	21.5	382	165	492
文化財保護委員会	18	204	0	36
文化庁	51	996	174	179

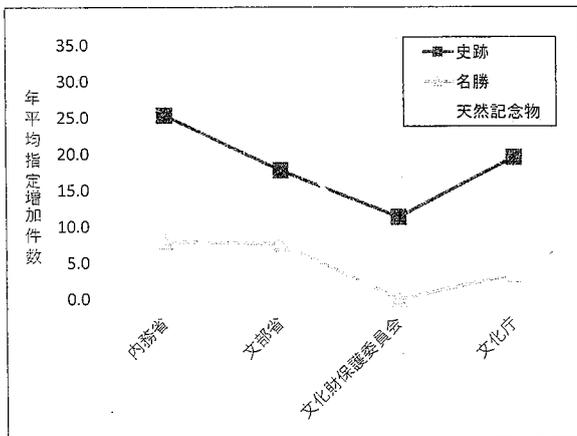


図2. 行政所管別年平均指定増加件数

いっぽう、文化庁所管下における指定件数動向を史跡、名勝、天然記念物のそれぞれについて見てみると、図3のようになる。指定動向については、各年末時の指定件数を示した棒グラフの頂部を結ぶカーブから、概ね、史跡で3期(1983年頃まで約27件増/年、1998年頃まで約13件増/年、1999年以降約20件増/年)、名勝で2期(1998年頃まで約2件増/年、1999年以降約6件増/年)、天然記念物で4期(1978年頃まで約10件増/年、1998年頃まで950~960件で推移、2008年頃まで約2件増/年、2009年以降約5件増/年)と異なる傾向が窺えるが、指定重点が整理された1999年頃以降は概ね復調傾向にある。

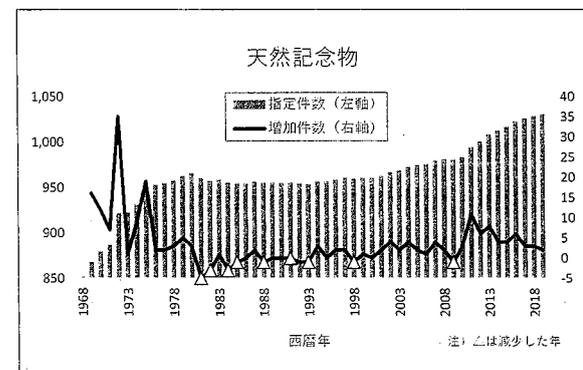
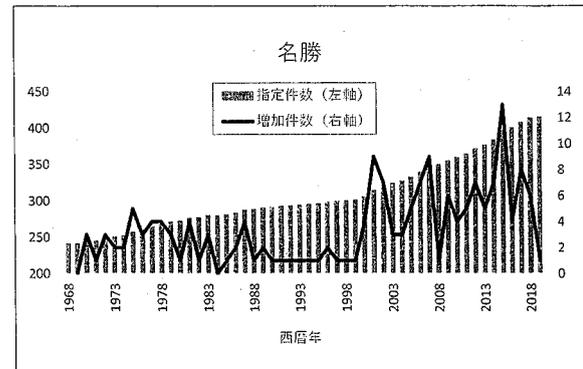
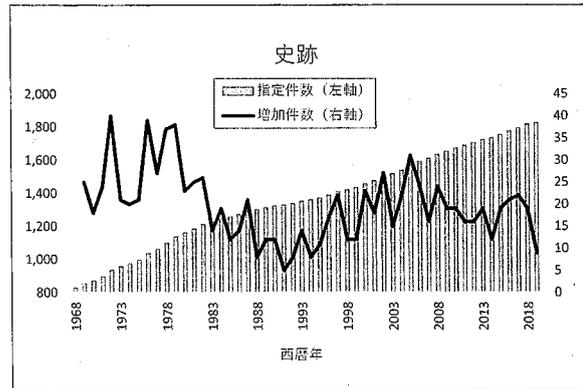


図3. 文化庁所管下における指定件数動向

4. 都道府県別指定件数等の現状

(1) 指定の偏在性

こうした指定動向は、当然のことながら、1件1件の指定の総和として表れるものであるが、その総和を支える都道府県毎の状況は、風土の地勢や歴史などの特性を反映した記念物の母集合の規模のほか、それぞれの記念物保護に係る沿革や施策方針、体制、予算、そして、調査研究成果の蓄積などによって異なる。表2は、現在の指定状況を都道府県別に整理したものであるが、重複指定を1件と数えた場合の指定実績数で見ると、上位10番目までで1,007件を数え、2県以上に跨るもの及び地域を定めず指定したものを除いた3,012件の3分の1を超えているなど、指定の地域的な偏在性が著しいことが分かる。

これは、古墳が400件余り、城跡が270件余り、貝塚・集落跡が260件余り、社寺の跡又は旧境内が240件余りで、これらの合計だけで史跡の3分の2弱を占め、名勝では庭園が220件余りで半分以上、天然記念物の半分以上を占める植物の指定550件余りのうち巨樹・老樹の類が300件余りを占めるというように、そういう、いわば人気のある記念物の指定の偏在性とも関係している。

(2) 所管時代別の指定動向

現在指定されている史跡名勝天然記念物の最古の物件を都道府県別に確認してみると、概ね史跡又は天然記念物で、大正9年から大正13年までの間(1920-1924)に沖縄県を除く全都道府県の指定が網羅されている。指定種別毎に見てみると、天然記念物は内務省時代において群馬県を残していたが、史跡とともに文部省所管時代までには網羅している。名勝は、文化財保護法下において、昭和31年(1956)に富山県・大阪府、昭和33年(1958)に鹿児島県、そして、平成13年(2001)に千葉県の高梨氏庭園が指定されて、ようやく全都道府県を網羅した。

こうした指定物件候補の検討は、初期において、明治44年(1911)に設立された史蹟名勝天然記念物保存協会で検討や同協会が大正3年(1914)から発行した雑誌『史蹟名勝天然記念物¹⁴⁾』に掲載された論考や

報告のほか、各都府県で設置した史蹟名勝天然記念物調査会等によって1920年代を中心に刊行された調査報告の成果によるところが大きい。

いっぽう、各都道府県における記念物の取組は、行政所管の変更、戦争、法律の改正などのほか、地域のさまざまな事情などに左右されて、一様ではない。このような状況を時期別に窺うために作成した表3では、各都道府県において、特に、①内務省所管下(100年のうちの約9年半)、②史蹟名勝天然記念物保存法下(100年のうちの約31年)、そして、③文化庁所管下平成10年の指定重点方針以降(51年のうちの約20年半)について、現在の指定件数に占める割合を示した。なお、指定件数が少ない県では、新たに指定される度に各割合への影響が大きいものの、指定動向を窺うひとつの目安として、①では20%を超えるもの、②と③では50%を超えるものにそれぞれ網掛けした。中でも、①では栃木県、山口県、高知県、佐賀県が30%を超え、②では福井県、山梨県、愛知県、島根県、山口県が60%を超えており、史蹟名勝天然記念物保存法下での割合が特に大きい。近年の動向を示している③では青森県、東京都、愛媛県、高知県、熊本県、鹿児島県は60%を超えていて、文化庁所管下においても特に新しい動向に反応して¹⁵⁾新指定に係る近年の取組が比較的活発であることが窺える。

(3) 沖縄県における史蹟名勝天然記念物の指定

沖縄県の現行の指定は、すべて昭和47年5月15日の復帰後のものであるが、史蹟名勝天然記念物保存法下においても、大正13年(1924)12月9日の天然記念物ちずじのり発生地、昭和7年(1932)10月19日の天然記念物宜野灣街道ノ松並木、昭和16年(1941)12月13日の名勝識名園の指定、そして、大正13年5月の首里城跡の史跡の仮指定を確認できる。これらは占領下において史蹟名勝天然記念物保存法が失効して指定が引き継がれておらず、例えば、現在の識名園の名勝指定は昭和51年1月30日以来のものである。

沖縄県では、古社寺保存法に基づき大正14年4月24日に沖縄神社拜殿¹⁶⁾が特別保護建造物の資格あるものと定められたほか、国宝保存法に基づき首里城の各門建造物の指定が見られるが、管見の限りにおいて史

表2. 史跡名勝天然記念物の都道府県別指定件数と指定件数順 [平成31年(2019)4月1日現在]

	史跡	名勝	天然記念物	単純合計	重複指定	指定実数		指定実数順	重複指定件数順	史跡指定件数順	名勝指定件数順	天然記念物指定件数順					
北海道	55	3	32	90		90	1	奈良県	146	京都府	24	奈良県	120	京都府	60	山口県	43
青森県	22	6	7	35	1	34	2	京都府	139	島根県	10	京都府	93	滋賀県	22	宮崎県	40
岩手県	30	10	33	73	2	71	3	福岡県	124	山口県	7	福岡県	93	島根県	16	岐阜県	38
宮城県	35	6	27	68	1	67	4	島根県	91	東京都	6	大阪府	68	福井県	15	沖縄県	35
秋田県	12	4	13	29		29	5	山口県	91	奈良県	5	神奈川県	61	沖縄県	14	岩手県	33
山形県	26	7	13	46	1	45	6	北海道	90	新潟県	4	島根県	56	東京都	13	北海道	32
福島県	51	4	24	79	2	77	7	沖縄県	87	愛知県	4	北海道	55	奈良県	13	静岡県	32
茨城県	32	4	6	42	2	40	8	静岡県	82	滋賀県	4	東京都	52	岡山県	12	鹿児島県	31
栃木県	37	2	7	46	1	45	9	滋賀県	79	熊本県	4	福島県	51	山口県	12	山梨県	30
群馬県	50	7	19	76	2	74	10	大阪府	78	神奈川県	3	群馬県	50	愛媛県	12	長崎県	30
埼玉県	20	1	11	32	1	31	11	福島県	77	静岡県	3	兵庫県	50	新潟県	11	島根県	29
千葉県	28	4	15	47	1	46	12	群馬県	74	沖縄県	3	滋賀県	48	和歌山県	11	新潟県	28
東京都	52	13	15	80	6	74	13	東京都	74	岩手県	2	岡山県	46	岩手県	10	宮城県	27
神奈川県	61	5	7	73	3	70	14	兵庫県	74	福島県	2	静岡県	43	静岡県	10	福島県	24
新潟県	32	11	28	71	4	67	15	岩手県	71	茨城県	2	山口県	43	熊本県	10	愛知県	24
富山県	19	2	15	36	2	34	16	岡山県	71	群馬県	2	大分県	42	石川県	9	長野県	23
石川県	24	9	14	47	1	46	17	神奈川県	70	富山県	2	熊本県	41	兵庫県	9	福岡県	23
福井県	24	15	9	48	1	47	18	長崎県	69	岐阜県	2	沖縄県	41	広島県	9	三重県	22
山梨県	15	5	30	50		50	19	宮城県	67	三重県	2	愛知県	40	三重県	8	群馬県	19
長野県	37	6	23	66	1	65	20	新潟県	67	鳥取県	2	栃木県	37	福岡県	8	大分県	19
岐阜県	26	5	38	69	2	67	21	岐阜県	67	香川県	2	長野県	37	山形県	7	奈良県	18
静岡県	43	10	32	85	3	82	22	大分県	67	青森県	1	三重県	36	群馬県	7	熊本県	18
愛知県	40	6	24	70	4	66	23	宮崎県	67	宮城県	1	宮城県	35	長崎県	7	徳島県	17
三重県	36	8	22	66	2	64	24	愛知県	66	山形県	1	鳥取県	33	青森県	6	高知県	17
滋賀県	48	22	13	83	4	79	25	長野県	65	栃木県	1	茨城県	32	宮城県	6	兵庫県	16
京都府	93	60	10	163	24	139	26	熊本県	65	埼玉県	1	新潟県	32	長野県	6	和歌山県	16
大阪府	68	5	5	78		78	27	三重県	64	千葉県	1	長崎県	32	愛知県	6	千葉県	15
兵庫県	50	9	16	75	1	74	28	鹿児島県	64	石川県	1	岩手県	30	鳥取県	6	東京都	15
奈良県	120	13	18	151	5	146	29	山梨県	50	福井県	1	鹿児島県	29	大分県	6	富山県	15
和歌山県	23	11	16	50	1	49	30	和歌山県	49	長野県	1	千葉県	28	神奈川県	5	石川県	14
鳥取県	33	6	12	51	2	49	31	鳥取県	49	兵庫県	1	山形県	26	山梨県	5	秋田県	13
島根県	56	16	29	101	10	91	32	福井県	47	和歌山県	1	岐阜県	26	岐阜県	5	山形県	13
岡山県	46	12	13	71		71	33	広島県	47	広島県	1	広島県	26	大阪府	5	滋賀県	13
広島県	26	9	13	48	1	47	34	千葉県	46	徳島県	1	石川県	24	香川県	5	岡山県	13
山口県	43	12	43	98	7	91	35	石川県	46	高知県	1	福井県	24	宮崎県	5	広島県	13
徳島県	11	4	17	32	1	31	36	山形県	45	宮崎県	1	佐賀県	24	鹿児島県	5	鳥取県	12
香川県	21	5	11	37	2	35	37	栃木県	45	鹿児島県	1	和歌山県	23	秋田県	4	愛媛県	12
愛媛県	16	12	12	40		40	38	茨城県	40	北海道	0	宮崎県	23	福井県	4	埼玉県	11
高知県	12	3	17	32	1	31	39	愛媛県	40	秋田県	0	青森県	22	茨城県	4	香川県	11
福岡県	93	8	23	124		124	40	佐賀県	37	山梨県	0	香川県	21	千葉県	4	佐賀県	11
佐賀県	24	2	11	37		37	41	香川県	35	大阪府	0	埼玉県	20	徳島県	4	京都府	10
長崎県	32	7	30	69		69	42	青森県	34	岡山県	0	富山県	19	北海道	3	福井県	9
熊本県	41	10	18	69	4	65	43	富山県	34	愛媛県	0	愛媛県	16	高知県	3	青森県	7
大分県	42	6	19	67		67	44	埼玉県	31	福岡県	0	山梨県	15	栃木県	2	栃木県	7
宮崎県	23	5	40	68	1	67	45	徳島県	31	佐賀県	0	秋田県	12	富山県	2	神奈川県	7
鹿児島県	29	5	31	65	1	64	46	高知県	31	長崎県	0	高知県	12	佐賀県	2	茨城県	6
沖縄県	41	14	35	90	3	87	47	秋田県	29	大分県	0	徳島県	11	埼玉県	1	大阪府	5
小計1	1,798	409	916	3,123	111	3,012		小計1	3,012	小計1	111	小計1	1,798	小計1	409	小計1	916
2県以上に跨るもの	25	6	18	49	3	46		2県以上に跨るもの	46	2県以上に跨るもの	3	2県以上に跨るもの	25	2県以上に跨るもの	6	2県以上に跨るもの	18
小計2	1,823	415	934	3,172	114	3,058		小計2	3,058	小計2	114	小計2	1,823	小計2	415	小計2	934
地域を定めず			96	96		96		地域を定めず	96							地域を定めず	96
合計	1,823	415	1,030	3,268	114	3,154			3,154		114		1,823		415		1,030

表3. 史跡名勝天然記念物における現在の指定物件の指定時期別件数 [平成31年(2019)4月1日現在]

	史跡名勝天然記念物保存法からの指定物件					文化財保護法下における指定物件						合計
	内務省	現指定に占める割合	文部省	小計A	現指定に占める割合	文化財保護委員会	文化庁			文化庁所管下記念物指定重点方針以降割合	小計B	
							～1998	1999～	(小計)			
北海道	12	13.3%	18	30	33.3%	10	37	13	50	26.0%	60	90
青森県	3	8.8%	7	10	29.4%	3	8	13	21	61.9%	24	34
岩手県	10	14.1%	30	40	56.3%	3	13	15	28	53.6%	31	71
宮城県	5	7.5%	17	22	32.3%	8	29	8	37	21.6%	45	67
秋田県	4	13.8%	8	12	41.4%	1	9	7	16	43.8%	17	29
山形県	4	8.9%	5	9	20.0%	8	20	8	28	28.6%	36	45
福島県	5	6.5%	31	36	46.8%	7	15	19	34	55.9%	41	77
茨城県	9	22.5%	9	18	45.0%	1	11	10	21	47.6%	22	40
栃木県	15	33.3%	6	21	46.7%	4	12	8	20	40.0%	24	45
群馬県	16	21.6%	24	40	54.1%	6	13	15	28	53.6%	34	74
埼玉県	8	25.8%	7	15	48.4%	6	6	4	10	40.0%	16	31
千葉県	7	15.2%	8	15	32.0%	8	10	13	23	56.5%	31	46
東京都	22	29.7%	18	40	54.1%	9	7	18	25	72.0%	34	74
神奈川県	13	18.6%	13	26	37.1%	11	17	16	33	48.5%	44	70
新潟県	10	14.9%	17	27	40.3%	4	24	12	36	33.3%	40	67
富山県	6	17.6%	9	15	44.1%	1	12	6	18	33.3%	19	34
石川県	3	6.5%	13	16	34.8%	3	16	11	27	40.7%	30	46
福井県	3	6.4%	26	29	61.7%	2	11	5	16	31.3%	18	47
山梨県	8	16.0%	25	33	66.0%	3	7	7	14	50.0%	17	50
長野県	13	20.0%	14	27	41.5%	8	19	11	30	36.7%	38	65
岐阜県	15	22.4%	23	38	56.7%	7	12	10	22	45.5%	29	67
静岡県	10	12.2%	24	34	41.5%	16	20	12	32	37.5%	48	82
愛知県	8	12.1%	33	41	62.1%	8	10	7	17	41.2%	25	66
三重県	14	21.9%	17	31	48.4%	7	13	13	26	50.0%	33	64
滋賀県	10	12.7%	28	38	48.1%	6	16	19	35	54.3%	41	79
京都府	31	22.3%	38	69	49.6%	22	28	20	48	41.7%	70	139
大阪府	8	10.3%	15	23	29.5%	18	24	13	37	35.1%	55	78
兵庫県	12	16.2%	9	21	28.4%	12	21	20	41	48.8%	53	74
奈良県	36	24.7%	23	59	40.4%	23	39	25	64	39.1%	87	146
和歌山県	7	14.3%	17	24	49.0%	3	14	8	22	36.4%	25	49
鳥取県	3	6.1%	21	24	49.0%	4	12	9	21	42.9%	25	49
島根県	17	18.7%	45	62	68.1%	5	10	14	24	58.3%	29	91
岡山県	18	25.4%	21	39	54.9%	10	17	5	22	22.7%	32	71
広島県	5	10.6%	12	17	36.2%	8	14	8	22	36.4%	30	47
山口県	28	30.8%	34	62	68.1%	10	13	6	19	31.6%	29	91
徳島県	3	9.7%	5	8	25.8%	3	9	11	20	55.0%	23	31
香川県	8	22.9%	7	15	42.9%	5	8	7	15	46.7%	20	35
愛媛県	4	10.0%	15	19	47.5%	5	4	12	16	75.0%	21	40
高知県	10	32.3%	8	18	58.1%	4	2	7	9	77.8%	13	31
福岡県	21	16.9%	23	44	35.5%	15	39	26	65	40.0%	80	124
佐賀県	12	32.4%	1	13	35.1%	7	10	7	17	41.2%	24	37
長崎県	15	21.7%	3	18	26.1%	13	24	14	38	36.8%	51	69
熊本県	11	16.9%	17	28	43.1%	7	12	18	30	60.0%	37	65
大分県	6	9.0%	20	26	38.8%	12	13	16	29	55.2%	41	67
宮崎県	4	6.0%	27	31	46.3%	15	10	11	21	52.4%	36	67
鹿児島県	14	21.9%	14	28	43.8%	4	5	27	32	84.4%	36	64
沖縄県	0	0.0%	0	0	0.0%	0	56	31	87	35.6%	87	87
2県以上に跨るもの	12	26.1%	6	18	39.1%	5	9	14	23	60.9%	28	46
	518	16.9%	811	1,329	43.5%	360	760	609	1,369	44.5%	1,729	3,058
地域を定めず	4	4.2%	24	28	29.2%	14	54	0	54	0.0%	68	96
合計	522	16.6%	833	1,357	43.0%	374	814	609	1,423	42.8%	1,797	3,154

蹟名勝天然記念物調査會の設置や調査報告の刊行を確認できていない¹⁷⁾。いっぽう、琉球政府時代には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）を参照しつつ、昭和29年（1954）6月29日に文化財保護法（琉球政府立法第7号）が制定・公布され、昭和47年の復帰までに史跡44件、名勝9件、天然記念物43件が指定されて、今日の沖縄県における保護措置の基礎を成した¹⁸⁾。

(4) 特別史跡名勝天然記念物の指定件数等

特別指定の状況は表4に示した通りで、福島県、神奈川県、新潟県に未だ指定の事例を見ていない。この表では、参考に2県以上に跨がる指定と登録記念物の状況を併せて示した。文化庁では、特別指定に係る指針について、平成12年10月の三内丸山遺跡、キトラ古墳、原の辻遺跡の特別史跡指定の検討の際に「特別史跡に指定する史跡の選定について」を整理し、その後、これを踏まえつつ、「当面重点をおいて指定等を行う記念物について」の平成23年3月改正の際に史跡名勝天然記念物の全部について整理しているが、この指針下での指定は平成29年10月13日の特別史跡加曾利貝塚のみである。

なお、特別名勝については平成22年8月5日の平城宮東院庭園、特別天然記念物については昭和52年3月15日の大雪山、メグロ、ノグチゲラ、イリオモテヤマネコ、カンムリワシの5件が最新である。

(5) 最新の指定事例

史跡名勝天然記念物指定における都道府県別の最新の指定を表5に示した。史跡を中心として概ねこの5年において新指定の取組が進められているが、岡山県のほか、秋田県、三重県、岩手県では近年指定されていないことを指摘できる。また、2県以上に跨がる指定を除けば、名勝において福島県と埼玉県では文化財保護法下において指定されていない。また、名勝ではこの2県に加えて4県で、天然記念物では15道府県において、21世紀に入ってから20年近く未だ新指定を見ていないことが分かる。

こうした現状については、近年の指定件数の増加や学術動向の進展等を踏まえつつ、より広い視野からの調査等を推進し、今日的な観点から積極的な取組が検討されるべきものと考えられる。

5. 記念物保護の今後に向けて

文化財保護法において「記念物」は文化財の類型としてひとつであるが、その措置のかたちは極めて複雑であるから、指定種別と指定件数に関する検討は実態の一面を表すのに過ぎないというべきでもある。いっぽう、それらの動向からは、初期の包括的なかたちの施行が全国に普及、定着するに至る前に所管の移動や戦中、戦後の社会状況からの影響、そして、「文化財」概念への組み込みのほか、多様な対象を含むが故の対応等により、記念物の一体性は今日まで十分に発揮できていないことも窺うことができる。

また、20世紀後半以来の高度経済成長やその後の地域社会の衰退などにより、記念物を取り巻く状況も大きく変化してきた。例えば、文化財保護法において従前土地に関する保護措置は記念物による対応を主としてきたが、或る場所において歴史的に営まれ、いまでも人びとが暮らす集落や町並みの史跡としての保護手法の限界から昭和50年に「伝統的建造物群」が創設され、そして、生活や生業によって築かれてきた景観地の保護については名勝の取組から派生して平成16年に「文化的景観」が創設された。

記念物は、それぞれの風土に生まれ、生きて刻まれてきた地域の姿を表象するものである。今日、地域の個性を見出し、全国に文化と自然の多様性を保全しようとする考え方は定着しつつある。そうした観点からは、単に指定件数の少ない種別や分野に着目するのみならず、総合的な視点から地域の姿を地の図として描く枠組みとしての記念物の意義を今日的に見直すことは極めて重要であると思われる。

折しも昨年改正の文化財保護法が平成31年4月から施行され、都道府県教育委員会が定める文化財保存活用大綱や市町村教育委員会が定める文化財保存活用地域計画が規定されたことを契機に、地域の沿革と特徴の骨格を把握する上で「記念物」の重要性は再認識されるべきであり、都道府県・市町村の文化財保護条例による記念物の指定や登録記念物制度による措置も併せて包括的に検討されるべきである。

表4. 特別史跡名勝天然記念物の都道府県別指定件数 [平成31年(2019)4月1日現在]

	特別史跡			特別名勝			特別天然記念物	合計
	史跡	史・名	史・天	名勝	名・史	名・天		
北海道	1						5	6
青森県	1						1	2
岩手県	3			1			4	8
宮城県	1			1			1	3
秋田県	1						1	2
山形県							2	2
福島県								
茨城県	3							3
栃木県	1	1					1	3
群馬県	3						1	4
埼玉県							3	3
千葉県	1						1	2
東京都	1	1		1	1		1	5
神奈川県								
新潟県								
富山県						1	3	4
石川県				1			1	2
福井県	1			1				2
山梨県				1			1	2
長野県	1					1	1	3
岐阜県							3	3
静岡県	3						2	5
愛知県	1							1
三重県	1							1
滋賀県	2						1	3
京都府		3		11				14
大阪府	2							2
兵庫県	1							1
奈良県	9	1		1			1	12
和歌山県	1							1
鳥取県	1						1	2
島根県							1	1
岡山県	1			1				2
広島県	1	1		1				3
山口県							3	3
徳島県							1	1
香川県	1			1			1	3
愛媛県							1	1
高知県							2	2
福岡県	4						2	6
佐賀県	2			1				3
長崎県	2			1				3
熊本県	1						1	2
大分県	1							1
宮崎県	1						3	4
鹿児島県							6	6
沖縄県				1				1
2県以上	1			3			2	6
地域定めず							14	14
小計	54	6	1	27	1	2		72
合計	61			30			72	163

【参考1】史跡名勝天然記念物					
指定件数	2県以上に跨るもの				
	計	史	名	名・天	天
90					
34	2			1	1
71	2		1		1
67	3	1	1		1
29	4	1	1	1	1
45	4	3	1		
77	2		1		1
40	1				1
45	1		1		
74	2			1	1
31	2		1	1	
46					
74	2	1			1
70	2	2			
67	3		1		2
34	5	2	1		2
46	3	2	1		
47	2	1	1		
50	1		1		
65	2	1			1
67	5	1	2		2
82	5	4	1		
66	2		1		1
64	2	1		1	
79	5	4			1
139	6	5			1
78	1	1			
74	2	2			
146	6	5		1	
49	4	3		1	
49	3	2			1
91	2	2			
71	1	1			
47	1	1			
91	1				1
31	1				1
35	1	1			
40	1				1
31	1				1
124	5	2			3
37	3	1			2
69	1				1
65	1	1			
67	2				2
67	3				3
64	2				2
87					
46		25	3	3	15
96					
3,154					

【参考2】登録記念物	
登録件数	2県以上に跨るもの
1	
4	
3	
1	
1	
4	
1	
2	
3	
8	
1	
1	
2	
1	
3	
8	
1	
2	
1	
1	
2	1
3	
6	
3	
6	
1	
2	1
3	
1	
2	1
3	
3	
2	
5	
2	
108	

延べ件数	特別史跡	特別名勝	特別天然記念物	合計
	62	36	75	173
	1,823	415	1,030	3,268

※重複指定を1件と数えた場合の特別史跡名勝天然記念物指定件数 163件
 ※重複指定を1件と数えた場合の史跡名勝天然記念物指定件数 3,154件

※2県以上に跨る特別指定物件(指定順)

- 特天 白馬連山高山植物帯 [長野県・新潟県・富山県]
- 特名・天 瀬八丁 [和歌山県・三重県・奈良県]
- 特名・天 十和田湖および奥入瀬溪流 [青森県・秋田県]
- 特史 基肆(様)城跡 [福岡県・佐賀県]
- 特名 富士山 [山梨県・静岡県]
- 特天 尾瀬 [福島県・群馬県・新潟県]

※特別指定が重複しているもの(10件;上記表中、網掛けのもの。現在の指定種別・指定名称・特別指定年月日・所在市区町を示した。)

特別史跡及び特別天然記念物	日光杉並木街道附並木香道碑	(特史19520329, 特天19561031)	[栃木県日光市・鹿沼市]
特別史跡及び特別名勝	小石川後楽園	(特史・特名19520329)	[東京都文京区]
特別史跡及び特別史跡	旧浜離宮庭園	(特名・特史19521122)	[東京都中央区]
特別名勝及び特別天然記念物	黒部峡谷附猿飛ならびに奥鐘山	(特名・特天19640710)	[富山県中新川郡立山町・黒部市]
特別名勝及び特別天然記念物	上高地	(特名・特天19520329)	[長野県松本市]
特別史跡及び特別名勝	鹿苑寺(金閣寺)庭園	(特史・特名19560719)	[京都府京都市]
特別史跡及び特別名勝	慈照寺(銀閣寺)庭園	(特史・特名19520329)	[京都府京都市]
特別史跡及び特別名勝	醍醐寺三寶院庭園	(特史・特名19520329)	[京都府京都市]
特別史跡及び特別名勝	平城京左京三条二坊宮跡庭園	(特史19781027, 特名19920506)	[奈良県奈良市]
特別史跡及び特別名勝	厳島	(特史・特名19521122)	[広島県廿日市市]

表5. 史跡名勝天然記念物の現状で最新の指定 [平成31年(2019)4月1日現在]

	史跡		名勝		天然記念物		史名天指定 現状最新年
	指定名称	指定年月日	指定名称	指定年月日	指定名称	指定年月日	
北海道	チャシコツ岬上遺跡	20190226	ピリカノカ \$	20090723	オンネト一湯の滝マンガン酸化 物生成地	20000906	2019
青森県	山王坊遺跡	20170209	金平成園(澤成園)	20060126	北金ヶ沢のイチヨウ	20040930	2017
岩手県	鳥海柵跡	20131017	浄土ヶ浜	20120124	平糠のイヌブナ自然林	20110921	2013
宮城県	入の沢遺跡	20171013	煙雲館庭園	20180213	十八鳴浜及び九九鳴き浜	20110921	2018
秋田県	大鳥井山遺跡附陣館遺跡	20100222	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯 亭)庭園	20070208	男鹿目濁火山群一ノ目濁	20100222	2010
山形県	籠山城跡	20160301	本間氏別邸庭園(鶴舞園)	20120124	草岡の大明神ザクラ	20050714	2016
福島県	棚倉城跡	20190226	霊山 ※	19340501	沢尻の大ヒノキ(サワラ)	19740810	2019
茨城県	長者山官衙遺跡及び常陸国海遺跡	20181015	西山御殿跡(西山荘) ※	20160301	桜川のサクラ	19740716	2018
栃木県	唐沢山城跡	20140318	大谷の奇岩群 御止山 越路岩	20060728	尚仁沢上流部イヌブナ自然林	20060728	2014
群馬県	築瀬二子塚古墳	20181015	湯畑	20171013	六合チャソボミゴケ生物群集の鉄 鉱生成地	20171013	2018
埼玉県	幡羅官衙遺跡群 \$	20180213	長瀬 *	19241209	古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類 化石群	20160301	2018
千葉県	山野貝塚	20171013	屏風ヶ浦 *	20160301	養老川流域田淵の地磁気逆転地層	20181015	2018
東京都	陸軍板橋火薬製造所跡	20171013	横山大観旧宅及び庭園 ※	20170209	善養寺影向のマツ	20110921	2017
神奈川県	下寺尾西方遺跡	20190226	三溪園	20070206	旧相模川橋脚 #1	20130327	2019
新潟県	城の山古墳	20190226	白山公園	20181015	宮川神社社叢	19800314	2019
富山県	高岡城跡	20150310	称名滝	19730529	真川の跡津川断層	20030725	2015
石川県	加茂遺跡	20150310	旧松波城庭園	20120124	太田の大トチノキ	20030408	2015
福井県	興道寺廃寺跡	20180213	三田村氏庭園	20150310	勝山恐竜化石群及び産地	20170209	2018
山梨県	甲府城跡	20190226	富士五湖	20110921	新倉の糸魚川一静岡構造線	20010813	2019
長野県	高嶋藩主諏訪家墓所	20170209	米子瀑布群	20161003	大鹿村の中央構造線(北川露 頭・安康露頭)	20131017	2017
岐阜県	船木山古墳群	20190226	江馬氏館跡庭園	20171013	津川水系清水池ハリヨ生息地	20120919	2019
静岡県	二俣城跡及び鳥羽山城跡	20180213	旧沼津御用邸苑地	20161003	柿田川	20110921	2018
愛知県	犬山城跡	20180213	旧龍性院庭園	20170209	甘泉寺のコウヤマキ	19720526	2018
三重県	松坂城跡	20110207	二見浦	20060728	須賀利大池及び小池	20120124	2012
滋賀県	水口岡山城跡	20170209	朽木池の沢庭園	20120124	伊吹山頂草原植物群落	20030725	2017
京都府	宇治古墳群	20181015	宇治山	20181015	琴引浜 *	20070726	2018
大阪府	由義寺跡	20180213	岸和田城庭園(八陣の庭)	20141006	箕面山のサル生息地	19561228	2018
兵庫県	利神城跡	20171013	旧益習館庭園	20190226	野島断層	19980731	2019
奈良県	都塚古墳	20171013	平城宮東院庭園	20090723	与喜山暖帯林	19571218	2017
和歌山県	道成寺境内	20130327	南方曼陀羅の風景地 \$	20151007	稲積島暖地性植物群落	19710301	2015
鳥取県	大山寺旧境内	20161003	深田氏庭園	20001220	船通山のイチイ	19570727	2016
島根県	出雲国山陰道跡	20180213	櫻井氏庭園	20171013	琴ヶ浜	20171013	2018
岡山県	彦崎貝塚	20080328	旧津山藩別邸庭園(衆楽園)	20020920	鯉ヶ窪湿生植物群落	19860306	2008
広島県	備後国府跡	20161003	平和記念公園	20070206	大朝のテングシデ群落	20000906	2016
山口県	勝山御殿跡	20190226	常徳寺庭園	20001227	指月山	19710316	2019
徳島県	板東俘虜収容所跡	20181015	大歩危小歩危 * #2	20151007	大歩危小歩危 * #2	20140318	2018
香川県	高松藩主松平家墓所	20190226	披雲閣庭園	20131017	天川神社社叢	19801217	2019
愛媛県	八幡浜街道笠置峠越	20171013	旧広瀬氏庭園	20180213	銅山峰のツガザクラ群落	20190226	2019
高知県	土佐遍路道 \$	20161003	竹林寺庭園	20040930	小鶴津の興津メランジュ及び シュードタキライト	20110207	2016
福岡県	安徳台遺跡	20190226	旧藏内氏庭園	20150310	水縄断層	19970728	2019
佐賀県	東名遺跡	20161003	九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園	19950221	伊万里湾カプトガニ繁殖地	20151007	2016
長崎県	長崎原爆遺跡	20161003	平戸領地方八奇勝(平戸八景) \$	20150310	平成新山	20040405	2016
熊本県	八代城跡群 \$	20140318	肥後領内名勝地 \$	20150310	布田川断層帯	20180213	2018
大分県	下藤キリシタン墓地	20181015	文殊耶馬	20181015	竹田市神原の大野川水系イワメ生 息地	20190226	2019
宮崎県	日向国分寺跡	20110921	鶉戸	20171013	日向岬の柱状節理	20180213	2018
鹿児島県	城久遺跡	20171013	志布志麓庭園 \$	20070726	種子島阿蘇川のマングローブ林	20151007	2017
沖縄県	弁之御嶽	20181015	アマミクヌムイ	20151007	宮古島保良の石灰華段丘	20161003	2018

凡例 ※ 名勝と史跡の重複指定
 * 名勝と天然記念物の重複指定
 \$ ぶら下り記載を省略
 — 最終指定日が2000年までのもの

文化財保護法(文化庁)による指定
文化財保護法(文化財保護委員会)による指定
史蹟名勝天然記念物保存法による指定

#1 大正15年に史跡指定、平成15年には関東大震災の痕跡
 を遺すものとして天然記念物にも指定したものの。
 #2 「大歩危」として平成26年に天然記念物指定、同27年に
 名勝指定、同30年に「小歩危」を追加指定したものの。

- ・本表は、『史蹟名勝天然記念物 重要文化的景観 登録記念物 指定等目録』(文化庁文化財第二課、平成31年3月)に基づき、史跡、名勝、天然記念物のそれぞれの指定種別について、現状で最後に記載されている指定物件を都道府県別に抽出し、全種別を通して現状最新の指定年を示した一覧である。
- ・指定名称について、凡例により掲載上一部記載を省略し、指定年月日については西暦年・月・日を8ケタの連続数字で示した。
- ・指定解除されたもの、「二県以上に跨るもの」(46件)及び「地域を定めて指定指定しているもの」(96件)については、この表に含めていない。

【註】

- 1) 林野庁公表の平成30年3月31日現在の数値による。
- 2) 制度施行100年において、いままで「史跡」、「名勝」及び「天然記念物」の3つに跨がって指定されている事例は存在しないが、これらに特別指定の重複を考えると、仮に史跡名勝天然記念物の順番のままとしても、例えば、史跡又は特別史跡との重複指定にそれぞれ4種類を数えるので、本文で挙げた24種類に加えて8種類のかたちを数えることができる。
- 3) 遺跡において古墳群や古代地方官衙関連遺跡群、中世城館関係遺跡群のようなもののほか、名勝耶馬溪【大分県】のように極めて広大な地域に指定地が点在するものや、史跡朝鮮通信使遺跡【広島県・岡山県・静岡県】や天然記念物における特定の植物種の自生地のように離れた地域に所在する複数の記念物を一つの指定に含むものなど都府県を跨がる指定の事例もある。
- 4) 参考文献2)の「記念物行政百年略史」末尾の囲み記事「史跡名勝天然記念物の指定件数について」にいくつかの事例が示されているが、例えば、名勝奈良公園と史跡東大寺旧境内などの事例ではその中に天然記念物奈良のシカが棲息していたり、特別史跡及び特別名勝厳島には天然記念物瀬山原始林が指定されていたりするなど、史跡名勝天然記念物の指定が重ねられている事例も少なくない。
- 5) 旧第二类の指定解除77件（うち文化財保護法下75件）を除くと、史蹟名勝天然記念物保存法下410件（うち明治天皇聖蹟377件）、文化財保護法下160件（うち天然記念物143件）を数える。
- 6) 史蹟については『史蹟調査報告』が内務省（第一～第四、大正15年～昭和3年）と文部省（第五輯～第十二輯、昭和5年～昭和14年）によって刊行された。ちなみにこのうち第七輯（昭和10年3月）から第十一輯（昭和12年12月）は明治天皇聖蹟に関するものであり、第十二輯（昭和14年3月）は歴代天皇聖蹟に関するものである。内務省・文部省が刊行した報告にはその他に、3冊の『史蹟精査報告』（内務省による大正15年の2冊と文部省による昭和13年の1冊）や、『指定庭園調査報告（京都府）』（第一輯、昭和3年、内務省）及び『名勝調査報告』（第二輯、昭和10年、第三輯、昭和12年、文部省；いずれも庭園に関するもの）などが刊行されているが、これらは既に指定されたものに関するものである。
- 7) 明治天皇聖蹟として一括指定解除されたものには、「明治二十七八年戦役廣島大本営」（広島県、大正15年10月20日史蹟指定）と「明治天皇中初狩御小休所」（山梨県、昭和23年1月14日史蹟指定）も含まれる。
- 8) この委員会では、平成6年まで年間数回にわたって「重要遺跡の選択」が審議された。
- 9) 地質鉱物については、地球科学分野の著しい進展を踏まえつつ、天然記念物緊急調査費国庫補助事業の枠組みを活用して、平成5年度以降、都道府県ごとに系統的な調査が推進されてきた。
- 10) 昭和46年に史跡が天然記念物の指定件数を超え、昭和56年には名勝において庭園が自然の名勝の指定件数を超えた。
- 11) この検討会における近代遺跡の分野区分は①鉱山、②エネルギー産業、③重工業、④軽工業、⑤交通・運輸・通信業、⑥商業・金融業、⑦農林水産業、⑧社会、⑨政治、⑩文化、⑪その他として、これまで『近代遺跡調査報告書』について、①平成14年1月、⑨（官公庁等）平成26年3月、④（第一分冊）平成26年3月・（第二分冊）平成27年3月、③平成28年3月、②平成28年3月、⑤（第一分冊）平成30年3月・（第二分冊）平成31年1月、の6分野に係る8冊が刊行されている。
- 12) 平成23年3月には「当面重点を置いて指定等を行う記念物について」（文化庁文化財部）として、それまでの取組を踏まえつつ、記載が整理され、かつ、特別指定に係る前提などについても示された。
- 13) それぞれ、『近代の庭園・公園等に関する調査報告書』（平成24年6月）、『名勝に関する総合調査—全国的な調査（所在調査）の結果—』（平成25年4月）として、成果が公表されている。
- 14) 隔月刊で大正12年に休刊した後、大正15年1月から昭和19年8月まで月刊で刊行された。
- 15) これらの動向には世界文化遺産への登録推薦を目指して取り組まれてきたものなども少なくない。
- 16) 首里城正殿のこと。戦災により焼失した。
- 17) 昭和24年（1949）には琉球政府の琉球成人教育課内に知事を会長とする沖縄史蹟保存会が設立され、後に琉球文化財保護会へと発展的に継承された。
- 18) 園原謙（2000）：沖縄県の文化財保護史—昭和初期から琉球政府時代までの活動を中心に—；沖縄県立博物館紀要、第26号、p.p.113-156のほか、沖縄県教育委員会の『文化財要覧』などを参照のこと。

【参考文献】

- 1) 文化庁監修（2001）：『文化財保護法五十年史』；ぎょうせい、649pp
- 2) 平澤毅（2015）：『名勝地保護関係資料集』；独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、383pp
- 3) 平澤毅（2017）：『名勝地保護施策に関する研究』；340pp、※（東京大学学術機関リポジトリ）で公開
- 4) 文化庁文化財第二課（2019）：『史跡名勝天然記念物 重要文化的景観 登録記念物 指定等目録』；561pp
- 5) 文化庁監修（2019）：特集 史蹟名勝天然記念物保存法百年；『月刊文化財』令和元年7月号（通巻670号）、第一法規、p.p.4-37

Abstract: It has come 100th year in Japan since the comprehensive designation system was enforced for the protection of historic sites, places of scenic beauty and natural monuments. In this paper, it was confirmed the history and trends about designated types and number, and organized and examined the current state of designation in each prefecture. As a result, it was shown that the trend of each type of classification showed each feature from the diversity of the object, and the emphasis was initially placed on natural monuments, but in the past half century, historical sites have been pivotal. In addition, there are considerable disparities in the designation situation in prefectures, and further progress such as surveys is desired. On the other hand, under the new system of enforcement from this year, it is important to draw the picture of the area from the comprehensive viewpoint of the historic sites, places of scenic beauty and natural monuments.